

介護予防料金表

仙台市（6級地）：10.42円/単位

利用料金の種類		利用料金	適用
所得に応じて1～3割の負担 介護保険負担割合証をご確認ください	基本料金	<看護師> <input type="checkbox"/> 20分未満 303単位×10.42 <input type="checkbox"/> 30分未満 451単位×10.42 <input type="checkbox"/> 30分以上60分未満 794単位×10.42 <input type="checkbox"/> 1時間以上1時間30分未満 1,090単位×10.42	<20分未満算定要件> 居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に、20分以上の訪問看護が週1回以上含まれる場合。
		<理学療法士・作業療法士> <input type="checkbox"/> 1回あたり20分 284単位×10.42 20分×2回→568単位（2コマ40分）	（算定要件） 1週間に6回限度に算定。 ＊利用開始月から12月超： 1回につきマイナス5単位
	加算料金	<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 600単位/月×10.42	
		<input type="checkbox"/> 特別管理加算 （Ⅰ）500単位/月×10.42 （Ⅱ）250単位/月×10.42	
		<input type="checkbox"/> 初回加算 （Ⅰ）350単位/月×10.42 退院日の訪問 （Ⅱ）300単位/月×10.42 退院日翌日以降の訪問	過去2ヵ月間に訪問看護サービスを利用していない場合で、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合算定。
		<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算 600単位/回×10.42	退院又は退所後の初回訪問看護の際1回に限る。（特別な管理を要する場合2回算定）
		早朝・夜間・深夜加算 ・早朝（6:00～8:00） 25%増し ・夜間（18:00～22:00） 25%増し ・深夜（22:00～6:00） 50%増し	1月以内2回目以降の緊急訪問について、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定。
		<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算（Ⅰ） 30分未満：254単位/回×10.42 30分以上：402単位/回×10.42	同時に複数の看護師等が訪問看護を行ったときに、2人目の従事者の所要時間により加算。
		<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ 6単位/回×10.42	